

第1章 はじめに

I 埼玉県の生物多様性を守る

豊かな生物多様性に支えられた生態系は、持続可能な社会に不可欠であり、生態系がもたらす各種の恩恵（生態系サービス（16 ページを参照））は私たちの生活や文化を支える基盤です。しかし、今日、人間活動により、世界的に生物多様性と生態系サービスが悪化し続けています。2019（令和元）年に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）により公表された「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」によれば、世界の陸地の75%は著しく改変され、海洋の66%は複数の人為的な要因の影響下にあり、1700年以降湿地の85%以上が消失するなど、地球上のほとんどの場所で自然が大きく改変されています。また、調査されているほぼ全ての動物、植物の約25%の種の絶滅が危惧されているなど、過去50年の間、人類史上かつてない速度で地球全体の自然が変化しています。このままでは生物多様性の損失を止めることができず、持続可能な社会は実現できないことが指摘されています。

埼玉県は関東平野の中央に位置しており、利根川や荒川をはじめとした多くの河川が流れ、西部の秩父山系には海拔2,000mを超える亜高山帯地域があり、中部には、比企丘陵や武蔵野台地、大宮台地などの丘陵や台地が広く分布し、東部には広大な低地が広がるなど、変化に富んだ地形と多様な自然環境に恵まれています。日本に生息する既知の野生生物の種数は約90,000種とされていますが、本県では約18,000種（日本全体の約20%）の野生生物が生息しています。人の営みの影響も受けながら、それぞれの地域で長い時間をかけて多様な生態系が形成されています。

本県は県土の35.7%が秩父多摩甲斐国立公園や県立自然公園などとして保護され、自然の改変に一定の歯止めがなされています。その一方で、都市化の進展や人口増加などにより森林や農地などの緑地の減少が進んできました。また、秩父山地などでのニホンジカの増加による森林の食害が進行し、外来生物*であるアライグマによる被害は比企丘陵、加治丘陵、狭山丘陵などの丘陵部から平野部へ、更には県全域と広がり、また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れも入間台地、武蔵野台地、大宮台地などの平地林、更には秩父山地や各丘陵の森林にも広がりを見せるなど、生態系の劣化や生物多様性の低下が懸念されます。

多種多様な生物を絶滅から守り、保全していくことは、私たちの生活を守り、豊かな自然を次代に引き継ぐことにつながるものです。こうした状況を踏まえ、県土全体を対象とした総合的な生物多様性の保全のための戦略策定とそれに基づく各種の取組が求められています。

（*：ページ下部及び巻末の用語集を参照。以下、同じ）

*外来生物：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）（外来生物法）で定義されている法律用語で、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物のこと。国外から日本に導入されるもののみを対象としており、いわゆる国内由来の外来種は含まない。

II 生物多様性をめぐる国内外の動き

1 生物の多様性に関する条約

「生物の多様性に関する条約」（以下「生物多様性条約」という。）は、地球規模での生物多様性の包括的な保全と生物資源の持続可能な利用を目的として、1993（平成5）年に発効されました。2023（令和5）年4月現在、194か国、欧州連合（EU）及びパレスチナが締結しています。

2 生物多様性条約締約国会議

「生物多様性条約」の最高意思決定機関である締約国会議（通称「COP」（Conference of the Parties の略））は、概ね2年に1回開催されます。「生物多様性条約第15回締約国会議（通称「COP15」）」は、第1部が2021（令和3）年10月11日から15日に中国の昆明において、また第2部が2022（令和4）年12月7日から19日までカナダのモントリオールにおいてそれぞれ開催され、新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

3 生物多様性国家戦略

国は、COP15で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の達成に向け、2023（令和5）年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、ロードマップを示しています。国家戦略は、地域における生物多様性の保全に関する指針としても位置付けられています。

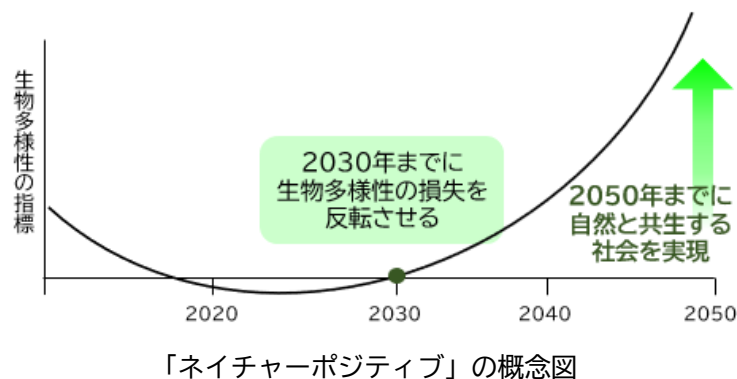
（1）生物多様性国家戦略2023-2030が掲げる課題

生物多様性国家戦略2023-2030では、2050（令和32）年までに、「自然と共生する社会（自然共生社会）」を理念として、「自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会をつくる」こと（2050年ビジョン）を目指しています。

この目標を達成するためには、これまでの国家戦略で指摘されてきた、日本の生物多様性が直面する4つの危機（開発などの人間活動による危機、自然に対する働きかけの縮小による危機、人間により持ち込まれたものによる危機、地球環境の変化による危機）に対応し、更に改善を進める必要があります。また、生物多様性への認識や関心の低さなどが、全ての危機の根底にあるとして、「4つの危機」の背後にある間接的な要因の変革が求められています。

このような背景のもと、2050年ビジョンの達成に向け、2030（令和12）年までに達成すべき短期目標（2030年ミッション）が、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せて、人々と地球双方にとって利益となるネイチャーポジティブ（自然再興）*をコンセプトとして設定され

ています。また、2030年ミッション達成に当たって以下の5つの課題を掲げ、それぞれに対応する具体的な取組が示されています。



① 生態系の健全性の回復

我が国の生物多様性の損失速度は緩和されてきているものの、回復軌道には乗っていません。また、生物多様性が直面する4つの危機の影響は依然として大きく、今後気候変動による影響の増大等も懸念されています。これらのことから、私たちの暮らしを支える生態系の多様な機能を十分に発揮させるためには、その健全性を回復させることが必要です。

<取組のキーワード>

- ・陸域及び海域の30%の保護地域*及びOECM*による保全（30by30*目標）（40ページのコラム3を参照）
- ・生態系の劣化防止と既に劣化した生態系の再生
- ・汚染の削減や侵略的外来種*に対する対策
- ・気候変動による負の影響の最小化
- ・希少野生動植物種の保全
- ・遺伝的多様性の保全・維持

*ネイチャーポジティブ（自然再興）：「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」こと。G7 2030年自然協約や、昆明・モントリオール生物多様性枠組においてその考え方が掲げられるなど、生物多様性における重要な考えとなっている。

*保護地域：法令や制度等に基づく既存の保護地域のこと。2023（令和5）年10月現在、埼玉県内の保護地域面積の算定には、国立公園、県立自然公園、県自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、県指定鳥獣保護区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、希少個体群保護林、生物群集保護林及び国指定天然記念物が含まれている。

*OECM：保護地域以外の生物多様性保全に資する地域のこと。

生物多様性条約第14回締約国会議（COP14）において採択されたOECMの定義（環境省仮訳）は以下のとおり。「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」

我が国でも、自然資源管理がなされている企業所有地等を生物多様性保全に貢献する区域として認定する仕組み（「自然共生サイト」）が2023（令和5）年度に創設された。OECMに成り得る例として、企業緑地、豊かな自然を有する都市公園、社寺林などが挙げられる。

*30by30：生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の2030年グローバルターゲットの一つであり、2030（令和12）年までに陸域の30%と海域の30%の保全・保護を目指す目標のこと。2021（令和3）年6月のG7サミットにおいて、G7各国は世界目標の決定に先駆けて30by30を進めることに合意した。

*侵略的外来種：外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるもののこと。

② 自然を活用した社会課題の解決（NbS）（78 ページのコラム 13 を参照）

自然環境を社会・経済・暮らしの基盤として再認識し、そこから得られる恵みを維持し回復させる必要があります。特に、我が国では、人口減少や気候変動に伴う社会課題が顕在化しており、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を踏まえ、人と自然の関係のあり方や自然の活用方法が問われています。このことから、人と自然の適切な距離を確保しつつ、自然を持続可能に活用し、多様な社会課題の解決を図ることが必要とされています。

<取組のキーワード>

- ・生態系機能の可視化・活用
- ・自然を活かした地域づくり
- ・気候変動緩和・適応に貢献する自然再生
- ・再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮
- ・野生鳥獣との軋轢緩和

③ ネイチャーポジティブ経済の実現

生物多様性の損失を止めるためには、自然資本*の直接採取、土地利用の形態、有害物質の排出などの直接的要因のほか、持続不可能な生産・消費を生み出す経済システムや技術開発といった間接的要因による生物多様性への負荷に対処しなければなりません。また、生物多様性保全に役立つ技術・製品・サービスを開発・展開・選択することは、持続可能な経済活動の基盤の維持や増進につながります。これらのことから、持続可能なビジネスのためには、生物多様性や自然資本に対する配慮が不可欠であるとともに、生物多様性や自然資本の観点を事業活動に統合させることが必要です。

<取組のキーワード>

- ・事業活動による生物多様性への影響評価やその情報開示の促進とESG投融資*の推進
- ・生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援
- ・遺伝資源の取得の機会とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）の実施
- ・持続可能な環境保全型農林水産業の拡大

*自然資本：地球上の再生可能／非再生可能な天然資源（例：植物、動物、大気、土壌、鉱物）のストックのこと。

*ESG投融資：財務情報に加え、環境（E：Environment）、社会（S：Social）、ガバナンス（G：Governance）といった非財務情報も考慮して行う投資手法のこと。

④ 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）

生物多様性の危機の根底には、その重要性に対する知識の不足・無関心及び生物多様性の価値が統合されていない社会構造があります。自然は人類の生存・生活に不可欠な存在であり、社会経済の基盤であるという価値観を社会に広く浸透させるとともに、行動を促す枠組み作りを行い、一人一人の具体的な行動につなげていく必要があります。

<取組のキーワード>

- ・ 学校等での生物多様性に関する環境教育の推進
- ・ 自然とふれあう機会の提供
- ・ 国民の積極的かつ自主的な行動変容の促進
- ・ 生物多様性に配慮した選択肢の周知・啓発とインセンティブの提示
- ・ 地域における自然環境の保全・再生活動の促進

⑤ 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

国内における生物多様性保全は、多様な主体による取組に支えられています。このことから、それらの主体による取組や連携を促す情報・技術の整備・発信や地域レベルでの計画の策定、人材育成、活動支援などが必要とされています。また、我が国の海外への資源依存や、国際的な物流等による我が国の生物多様性への影響の状況を踏まえ、国を越えた保全と持続可能な利用に係る協調的な取組や情報・技術の共有が必要です。

<取組のキーワード>

- ・ 学術研究の推進と長期的な調査・モニタリングの実施
- ・ データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供
- ・ 生物多様性地域戦略等の計画策定支援
- ・ 生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しや資源動員の強化
- ・ 国際協力の推進

「生物多様性をめぐる国内外及び埼玉県の動向」に関する年表

年	世界	日本	埼玉県
1990～	1992 (H4) 年 環境と開発に関する国連会議(UNCED) (地球サミット会議で条約署名開始) リオ・デ・ジャネイロ(ブラジル) 1993 (H5) 年 生物多様性条約(CBD)採択 ナイロビ(ケニア) 1994 (H6) 年 第1回締約国会議(COP1) ナッソー(バハマ)	1993 (H5) 年 生物多様性条約締結	1994 (H6) 年 環境基本条例制定
1995～	1995 (H7) 年 第2回締約国会議(COP2) ジャカルタ(インドネシア) 1996 (H8) 年 第3回締約国会議(COP3) ブエノス・アイレス(アルゼンチン) 1998 (H10) 年 第4回締約国会議(COP4) ブラティスラバ(スロバキア)	1995 (H7) 年 生物多様性国家戦略策定	1996 (H8) 年 環境基本計画策定 1996 (H8) 年 レッドデータブック動物編初版刊行 1998 (H10) 年 レッドデータブック植物編初版刊行
2000～	2000 (H12) 年 第5回締約国会議(COP5) ナイロビ(ケニア) 2002 (H14) 年 特別締約国会議(ExCOP) モントリオール(カナダ) 第6回締約国会議(COP6) ハーグ(オランダ)2010年目標採択 2004 (H16) 年 第7回締約国会議(COP7) クアラルンプール(マレーシア)	2002 (H14) 年 新生物多様性国家戦略策定	2001 (H13) 年 環境基本計画(第2次)策定 2002 (H14) 年 レッドデータブック動物編2訂刊行
2005～	2006 (H18) 年 第8回締約国会議(COP8) クリチバ(ブラジル) 2008 (H20) 年 第9回締約国会議(COP9) ボン(ドイツ)	2007 (H19) 年 第3次生物多様性国家戦略策定 2008 (H20) 年 生物多様性基本法制定	2005 (H17) 年 レッドデータブック植物編2訂刊行 2007 (H19) 年 環境基本計画(第3次)策定 2008 (H20) 年 レッドデータブック動物編3訂刊行 2008 (H20) 年 生物多様性保全県戦略策定
2010～	2010 (H22) 年 第65回国連総会ハイレベル会合 ニューヨーク(アメリカ) 2010 (H22) 年 第10回締約国会議(COP10) 名古屋(日本) 「愛知目標」採択 2012 (H24) 年 第11回締約国会議(COP11) ハイデラバード(インド) 2012 (H24) 年 生物多様性と生態系サービスに関する 政府間科学プラットフォーム(IPBES) 設立 2014 (H26) 年 第12回締約国会議(COP12) ピョンチャン(韓国)	2010 (H22) 年 生物多様性国家戦略 2010策定 2010 (H22) 年 生物多様性地域連携促進 法制定 2012 (H24) 年 生物多様性国家戦略 2012-2020策定	2012 (H24) 年 レッドデータブック植物編3訂刊行 2012 (H24) 年 環境基本計画(第4次)策定
2015～	2016 (H28) 年 第13回締約国会議(COP13) カンクン(メキシコ) 2018 (H30) 年 第14回締約国会議(COP14) シャルム・エル・シェイク(エジプト)		2017 (H29) 年 環境基本計画(第4次)見直し 2018 (H30) 年 レッドデータブック動物編第4訂刊行 2018 (H30) 年 埼玉県生物多様性保全戦略策定
2020～	2022 (R4) 年 第15回締約国会議(COP15) 昆明(中国)、モントリオール(カナダ) 「昆明・モントリオール生物多様性枠 組」採択	2023 (R5) 年 生物多様性国家戦略 2023-2030策定	2022 (R4) 年 環境基本計画(第5次)策定 2024 (R6) 年 埼玉県生物多様性保全戦略 (2024(R6)～2031(R13))策定

Ⅲ 生物多様性の法制度

1 生物多様性基本法

2008（平成 20）年に制定された「生物多様性基本法」は、我が国で初めて生物の多様性の保全を目的とした法律です。生物の多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、生物の多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としており、我が国の生物多様性施策を進める上での基本的な考え方を示しています。

生物多様性基本法では、国及び地方公共団体は施策の実施等を行うこととし、事業者、国民、民間団体は基本原則に準じた活動等に努めることとされています。

2 生物多様性地域連携促進法

2010（平成 22）年に制定された「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）」は、地域において多様な主体が連携して行う保全活動を促進することで、生物多様性を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

地方公共団体は、保全活動を行う者の連携・協力のあっせん、情報提供、助言等を行う「地域連携保全活動支援センター」の機能を確保するよう努めることとされています。

IV 埼玉県生物多様性保全戦略とは

1 趣旨

県では、2012（平成24）年に国が策定した「生物多様性国家戦略 2012-2020」を踏まえ、「埼玉県生物多様性保全戦略」（以下「県戦略」という。）を2018（平成30）年2月に策定し、自然環境、農林業、河川整備、都市の緑等の各分野において、生態系の再生・保全、これらを維持していくための担い手の育成等の取組を進めてきました。

しかし、国連の報告では各国の生物多様性保全の取組は不十分とされているため、2022（令和4）年のCOP15を踏まえ、新たに「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されたところです。

県は、この新たな国家戦略を基本として、埼玉県の自然環境の特色を踏まえ、県戦略を改定し、2024（令和6）年度から2031（令和13）年度を計画期間とする新たな県戦略を策定するものです。

2 位置付け

県戦略は、生物多様性基本法第13条第1項に基づく、本県の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（地域戦略）であり、「目指す将来像」とそれを実現するための県の「主な取組」について取りまとめたものです。

県の総合計画である「埼玉県5か年計画」及び環境分野の総合的な計画である「埼玉県環境基本計画」と整合性を図り、生物多様性の保全施策を総合的かつ計画的に推進します。

3 期間

2024（令和6）年度から2031（令和13）年度までとします。なお、「埼玉県5か年計画」等の見直し状況などを踏まえ、2026（令和8）年度を目途に見直しを行います。

4 推進体制

県戦略は、県だけでなく、市町村、企業、NPO等及び県民といった多様な主体の連携・協働を図ることで推進していきます。

効果的な推進のため、県は、多様な主体と協働し地域における生物多様性保全活動の促進を図る「地域連携保全活動支援センター」の機能とともに、生物多様性保全に関する情報の収集・管理・発信、調査研究、教育・普及啓発に一体的に取り組む拠点として、2022（令和4）年4月に埼玉県環境科学国際センター内に「埼玉県生物多様性センター」を設置しました。

埼玉県生物多様性センターでは、野生動植物の情報の収集や管理・発信、地域保全活動の支援などさまざまな取組を行っています。

埼玉県生物多様性センターの活動

情報の収集・管理・発信 <ul style="list-style-type: none">・県レッドデータブックの改訂・発行・県民参加型調査による生物多様性情報の収集・「地図で見る埼玉の環境」による情報発信 等  <p>レッドデータブック クビアカツヤカミキリ被害地域マップ</p>	地域保全活動の支援 <p>「地域連携保全活動支援センター」としての活動</p> <ul style="list-style-type: none">・地域における保全活動情報の集約・多様な主体との協働・連携支援 等  <p>小学校でのサワトナノオ保護増殖活動 NPO法人によるオオフサモ駆除作業</p>
調査研究 <ul style="list-style-type: none">・希少野生動植物の調査・保全対策・特定外来生物の調査・防除対策 等  <p>ミヤマサシユリ (県内希少野生動植物種) アライグマ (特定外来生物)</p>	教育・普及啓発 <ul style="list-style-type: none">・県政出前講座、研修・県民からの相談対応 等  <p>小学校での県政出前講座 クビアカツヤカミキリの防除研修</p>

5 進行管理

県戦略では、各施策の進捗状況を分かりやすく、かつ客観的に示すため、数値目標（指標）を設定します。これら数値目標を含めて各施策については、毎年度、その進捗状況を有識者の意見も踏まえながら評価するとともに、その評価結果を踏まえ施策の進め方について必要な見直しを行い、翌年度の事業の実施方法に反映するPDCAサイクルに基づき計画を着実に進めます。